

住まいづくりに関する研修会等への助成について（概要）

◆ 1 目的

福岡県ゆとりあるすまいづくり協議会（以下「本協議会」という。）会員が開催する、住まいづくりに関する研修会等を支援することにより、県民のゆとりある住生活の向上に資することを目的としています。

◆ 2 対象事業

本協議会会員が主催する、住まいづくりに関連した研修会、勉強会等で以下のすべてに該当するものとします。（支援対象研修会等は、本協議会との共催とします。）

- ① 参加者が10人以上のもの
- ② 他団体等からの助成を受けないもの
- ③ 参加者から参加費等を徴収しないもの
- ④ 毎年7月～翌年6月末日までに完了するもの

◆ 3 助成内容

- (1) 研修会等の開催に係る費用（会場使用料、講師謝金、旅費、印刷費、消耗品等）に対し10万円を上限に助成します。※講師謝金については、1時間あたり6千円を限度とします。
- (2) 助成件数：5件程度 ※随時受付け。予算に達し次第終了。

◆ 4 申込方法（申込用紙はすまい協ホームページよりダウンロード可能）

- (1) 主催者は、研修会等開催日前に以下の書類を提出してください。事務局において審査し、本事業の趣旨に該当すると認められた場合、助成対象といたします。
※事前に電話かメールで必ずお問い合わせください。
 - ① 研修会等助成申請書（様式1）
 - ② 予算内訳書（様式2）
- (2) 研修会等終了後、「研修会等実績報告書兼助成金請求書（様式3）」を提出してください。書類受領後、助成金を指定口座にお振込みします。

（問い合わせ先）

福岡県ゆとりあるすまいづくり協議会事務局
福岡市博多区東公園7番7号 建築都市部住宅計画課内
TEL : 092-643-3732
Eメール : sumai-1952@fukuoka.email.ne.jp

申込用紙ダウンロード

↓
<http://www.f-sumai.org/jigyuu.html>

福岡県ゆとりある住まいづくり協議会研修等助成制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民のゆとりある住生活の向上に資することを目的に、福岡県ゆとりある住まいづくり協議会(以下「住まい協」という。)の会員が実施する、住まいづくりに関する研修会・勉強会等(以下「研修会等」という。)に対し助成を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、住まい協会員が主催する、住まいづくりに関連した研修会等で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 研修会等の参加者が10人以上であること
- 二 当該研修会等について、他機関からの助成を受けていないもの又は受ける予定のないもの
- 三 参加者から参加費等を徴収しないもの
- 四 当該年度内に終了するもの

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、実施に必要な直接経費(会場使用料、講師謝金、旅費、印刷費、消耗品費、設備機器リース料等)とする。ただし、備品等の購入費は含まないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金額は、1件につき10万円を上限とする。ただし、講師謝金については、1時間当たり6千円を限度とする。

2 助成対象件数は、当該年度予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の申請をしようとする者は、研修会等助成申請書(様式第1号)及び予算内訳書(様式第2号)を研修会等開催前までに住まい協会長に提出しなければならない。

(助成決定)

第6条 住まい協会長は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し適当と認めた場合、助成を決定し、申請者に対して助成決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(実績報告書及び助成金請求書の提出)

第7条 助成決定を受けた者は、研修会等終了の日から30日以内、または当該年度の6月30日のいずれか早い日までに研修会等実績報告書兼助成金請求書(様式4号)に研修会等決算報告書(様式第5号)及び証拠書類を添えて住まい協会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 住まい協会長は、助成決定者から前条により提出を受けたときは、書類の審査を行い、その成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、助成決定者に対し助成金を交付するものとする。

(助成の取消し)

第9条 住まい協会長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、この助成金の交付等を受けたとき。
- 二 助成決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは助成決定に基づく命令に違反したとき。
- 三 助成研修会等の中止、又は当該年度内に実施できない等の理由により、助成研修等実施者から助成研修会等取り下げ申請書(様式6号)の提出があった場合。

2 すまい協会長は、前項に該当又は申請があった場合、助成決定者に対し、助成決定の取り消しを書面(様式7号)により通知する。

(助成金の返還)

第10条 住まい協会長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 助成研修会等は、住まい協との共催としなければならない。

- 2 助成研修会等の内容及び成果については、住まい協ホームページ等で公開できるものとする。
- 3 助成研修会等の開催に係る事故等に対して、住まい協は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。